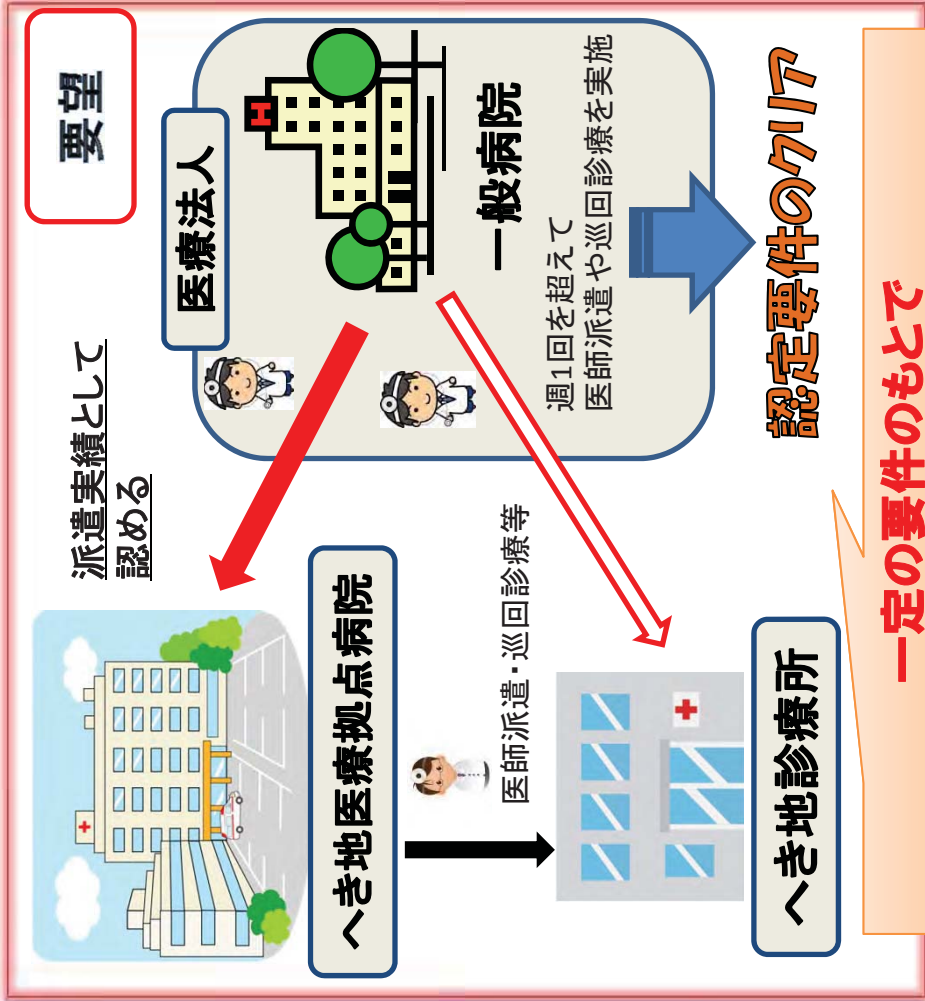
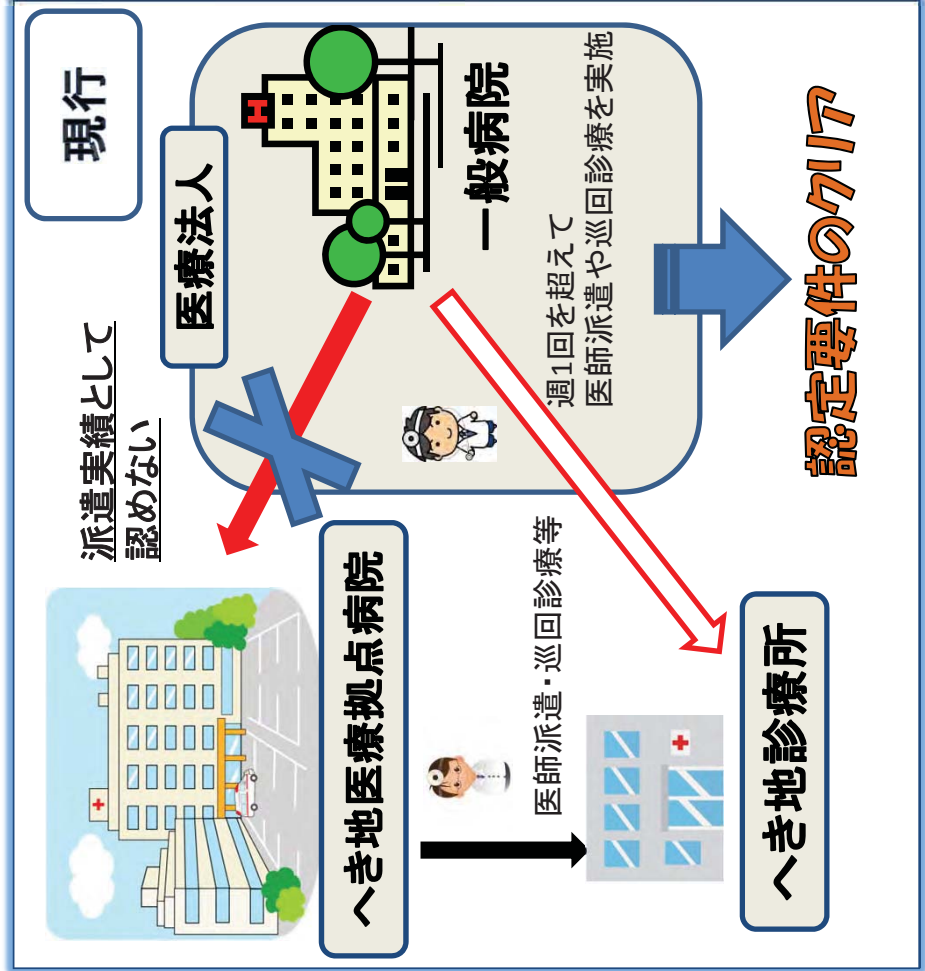


地方分権改革に関する提案募集【308】

【提案内容】社会医療法人の認定要件である「へき地医療の支援実績(※)」について、へき地診療所だけでなく、へき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること

※病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること(直近に終了した会計年度の延べ派遣日数(派遣日数を医師数で乗じた日数)が53日以上であること)
 へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療をおこなっていること(直近に終了した会計年度の診療日が209日以上であること。)



一定の要件のもとで
認められるよう検討を進める

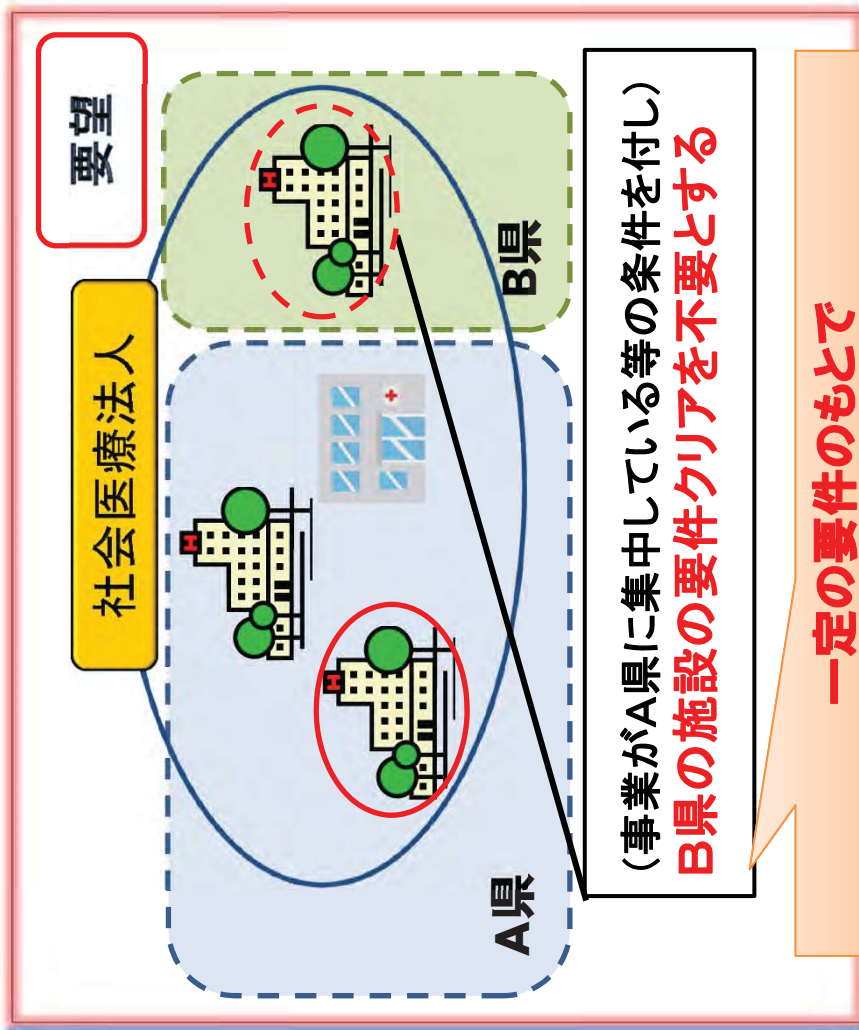
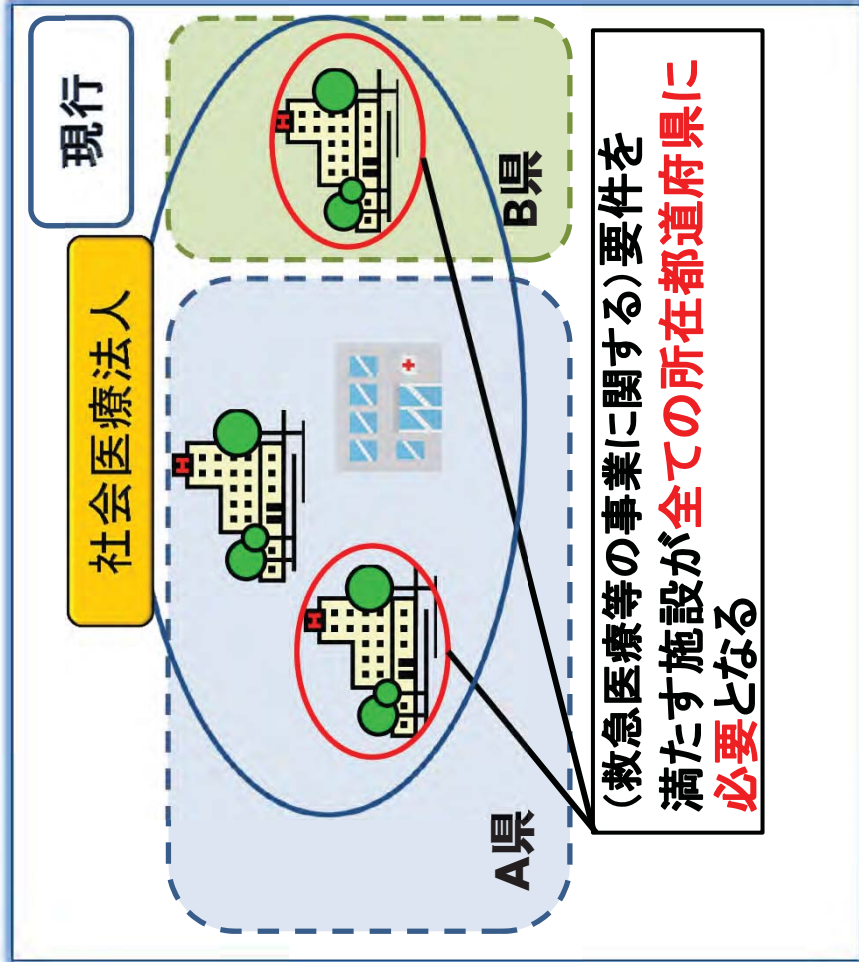
地方分権改革に関する提案募集【387】

【提案内容】社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合、又は事業規模が一の県に集中している場合は、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同様の取扱いとすること

○改正後医療法（抄）（平成27年4月1日施行）

第42条の2第1項第4号

救急医療等確保事業（略）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県（二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の全ての都道府県）において行っていること。



一定の要件のもとで認められるよう検討を進める